

第十回国会 運輸委員會議録 第八号

昭和二十六年三月一日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 前田 郁君
理事 坪内 八郎君 理事 原 彪君
岡村利右衛門君 片岡伊三郎君
黒澤富次郎君 玉置 信一君
島山 鶴吉君 前田 正男君
瀧尾 君亮君 山崎 岩男君
山口シヅエ君 寺崎 覺君

出席政府委員

大蔵事務官(主 石田 正君
税務局長) 通商産業事務官(資 徳永 久次君
源) 運輸事務官(海運 壺井 玄剛君
局長) 運輸調整部長 局海運調整部長
経済安定事務官(物 川上 爲治君
價) 第三部長 委員外の出席者

専門員 岩村 勝君
専門員 堀 正威君

二月二十八日
委員黒澤富次郎君辞任につき、その補欠として中島守利君が議長の名で委員に選任された。

三月一日
委員中島守利君及び川上實一君辞任につき、その補欠として黒澤富次郎君及び江崎一治君が議長の名で委員に選任された。

二月二十六日

三陸鉄道敷設促進に関する陳情書(盛岡市岩手県町議會議長 平野十三外一名)(第二六一号)を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
海事代理士法案(内閣提出第三八号)
自動車燃料に関する件

○前田委員長 これより會議を開きます。

自動車燃料に関する件につき、瀧尾委員より發言を求められております。これを許します。瀧尾君。

○瀧尾委員 政府は近く行われる關稅の改訂について、御審議の最中である

と承るのでありますが、そのうち原油並びに石油製品に関する關稅が、今回設定せられるやに仄聞いたしておるのであります。承るところによりますと綿花等は無稅である。しかるに国民生活に最も重要な原料品である石油は、なほ差別待遇を受けるか。国民生活をささえる上において重要な原料品であることについては、まったく同じ価値を持つと考えられるべき性格のものであります。と考えるのでありますが、何ゆゑに石油製品について關稅をおかけにならうとお考えであるか。またどの程度の關稅をおかけになるのか。またこれは現在並びに近き将来におけるわが石油の需要供給、ことに内外の供給力のバランスから見てどういふことに相なりますか。ごくアウト・ラインの御説明をお願いしたい。

○石田政府委員 御質問の技術的なごまかい点については、鉱山局長さん、その他産産省の方がお見えになっておりますので、そちらから御答弁をいただくことにいたしました。關稅率のあらまし点について申し上げたいと思

います。綿花と石油とは同じように原料品であるのに、なぜ石油に課稅するかという意味の御質問かと思うのでありますが、この点につきましては、消費という点、それから素材的なものであるという点につきましては、お話を通りであるかと思つております。ただ国内の生産という点から参りますと、綿花につきましてはほとんど生産がないと言つてよろしいと思つております。これに反しまして、日本におきましては石油はある程度の生産があるわけでございます。そこで石油採掘の保護ということでございますが、これも考えなければならぬといふふうに考へるわけでございます。それでは一体それが保護に値するが、値せぬかという問題でございますが、詳しいことはあとで御説明願ふことといたしまして、大蔵省として通産省原局と同じような見解をとりました。石油資源の開發に大切であるので、これは關稅によつて保護するのが適當であるという結論に達したわけでありませぬ。なお關稅の保護という点だけから申しますと、これを關稅だけにしわ寄せすると申しますか、その点からいいますと、相當の率を盛りなければならぬという点があるわけでありませぬ。しかしまた他面、これはお話しもございましたように、原料的な意味も多分にございませぬので、あまり高い稅率であるといふわけにも行かない。そこらを勘案いたしまして、原油、重油につきましては一〇%、製品のガソリンのごときにつき

ましては二〇%という率を盛つておるわけでございます。なおガソリンの二〇%につきましては、これは原油の採掘とはまた別でありまして、できるだけ原油の形で入れて、日本において精製いたしたい、そしてそのときの精製業者の立場の保護を若干考へて、マジソンを考へたい、大体こういう経緯に相なつておる次第でございます。

○瀧尾委員 ただいまのお話を伺いまして、さらにお尋ねいたしたいのであります。まずわが國の石油資源を保護するといふお考えから、この關稅を設定したのだといふような第一の御答弁であります。私はこれについて多少疑念を持つております。どういふ意味を持つておるかといふと、一体わが國の石油資源を、どの程度にお考へになつておるか。現在並びに今後多少増加するであろう採掘量をもつてして、何年くらい持つておるかといふことについて、大体どういふふうにお考へになつておるか、そのお見通しを伺いたしたい。もしかりに×年持つ。その×年といふものが十年であるか、二十年であるか知りませぬが、二十年後になつてその年限がエクスペイアした時分に、保護關稅をおやめになるというごことは、当然予想せられるのであります。が、そのことはどういふふうにお考へになつておるか。将来そういう事情の變更があつたときに、わが國の關稅率をかへることは、ただちにその面において外國の報復的な処置を招くおそれはないかどうかといふことを、私がお伺

いしたい。もう一つの見地は、これはおそろくは帝石の保護に關するのだらうと思ふ。私の察知するところによりますと、わが國の石油会社の九〇%以上は帝國石油の關係だらうと見ておるのであります。この帝石の保護といふことも、私は別に本質的に反對する意見はないのであります。それも一つ一つの考へ方ではあります。しかし考へてみると、このあと何年しか持たないような貧弱な石油資源を、この際わが國があつておきながら、この政策をとられることが、わが國の國民經濟の立場からはたして安當であるかどうか、私は非常に疑問に思ひます。わが國の國民經濟が、國際債務において非常に支拂い超過になつて、たとへば一円でもいから海外支拂いを節約しなければならぬような事情であれば、これは相當考へなければならぬと思ひます。が、幸か不幸か、最近の情勢は、むしろこの調子で行けば受取り超過になるような形勢に向きつたものではなかつたかと考へる。これは非常な幸運です。かような貿易状態におきましては、重要なわが國の石油資源は、将来に留保しておく方がほんとうではないか。むしろ帝石が私經濟的な見地に立つてむやみに開發して、その貯蔵年限といひますか、早く掘り盡してしまふのを、國家の政策としてはこれを抑制した方がいい。将来わが國の行く手にどういふ重大な変化が起らぬとも限らぬといふことを考へてみますと、この貴重なる、また一面において

は量の少い石油資源を、あわてて大急ぎで掘り盡すようなばかな政策はないと思ふ。従つて私はむしろ帝石に、一年間のお前の探掘石油量はこれだけだと制限したらいと思ふ。そうして長くわが國の資源を保存することこそ、ほんとうの政策ではないか。それをあべこべにあなた方は、採算はなるべく合うようにして、なるべくもうかるようにして、もつと掘らして、早く日本の石油をなくしてしまふということに努力することは、愚の骨頂だと私は考へる。こゝら辺につきまして従来の政府のお考え方は、一方的な見地からのみお考えになつてゐるのではないかと、非常に残念に思つてゐる。

それから石油の國民經濟的重要性についてのお考えが足りない。ただいま原料であり、消耗品であり、素材であるというような点で、棉花と同一の性格を持つてゐるというお話であるが、そのお話は少し認識不足ではないかと思ふ。私どもは原油並びに石油製品というものは、動力の源泉として考へてゐる。なるほど繊維製品というものは大專なもので、人間は裸でゐるわけにいかない。従つて繊維製品は絶対に生活必需品に違ひないのでありますが、しかし繊維製品というものは、一面から言へば、つまり純粹な消耗の性格を持つてゐる。もちろん貿易上における一つの重要なウエイトはあります。しかし國民の消費的角度から言へば、これは結局消耗品にすぎない。ところが石油は單なる消耗品ではない。石油を消耗するということは、それによつて仕事をするのであつて、生産事業の根柢になつてゐる。つまり自動車や船の動力源としてわれわれは考へてゐる。

世の中には不幸にして、電力と石油と石炭と、この三つしか動力源はない。だから石油を單なる消耗品というような意識をもつてお考えになることは、非常な認識不足でありまして、私は石炭と電力と石油、この三つはわが國民經濟をほんとうに動かす動力の源であつて、動力に對する認識なくして國民經濟政策は成り立ち得ないと思ふ。これらの点につきまして、政府の方は非常な認識の錯誤に陥つておられるからがあると思ふ。かような意味で、ぜひ御反省をいただきたいと考へる次第であります。

なお精製品の輸入に關しまして、一權に保護關稅が悪いとは申しませんが、少くとも原油については、絶対に無税にしなければならぬ。精製品につきましては、お話の通りわが國の製油事業というものは、國民經濟の一つの柱になつてゐると思つてから、これにある程度の考慮を拂われることは必要であると思つてゐる。従つて精製品の輸入というものは、わが國の立場としてあまりやりたくない。できれば原油で輸入して、わが國民の頭と努力によつて、これを国内で製品化することが望ましいと思つてゐるから、私もその面につきましては、あながち全面的に御当局のお考えが間違つてゐるとのみ申しません。その点については、相當の彈力を持つて考へなければなりません。が、少くとも原油については、ただいまの御答弁では不満に感ずる次第でありますから、鉱山局長なり安本の方から、需給の數字につきまして、簡潔な御答弁をいただきたい。

○徳永政府委員 ただいま石油の資源政策について御意見を拜聴したのであります。私どもは實は若干異なつた見解を持つておるわけでありまして、申しますのは、日本の石油は昔から少しといふように、一口にいわれておるのではありません。世界的に石油資源といふものは非常に注目されてゐるのであります。終戦後イギリス、アメリカの技術者もずいぶん参りまして、日本の資源についても科学的にいさゝか検討が行われたのであります。ただいままで大體日本の石油資源に對する価値として認められておりましたのは、資源の埋蔵量は約千四百萬キロないし千六百萬キロといふのが、専門家の判断といふふうな私どもも了解してゐるわけでありまして、ところで今お話の中に、ごくわずかの期間でなくなるものは、温存しておいた方がよいではないかと、いろいろなお考えがあつたのであります。私どもは、千四百萬キロといふのは相當な數字であります。これはほかの資源の例から申しましても、一応今推定されるものはその程度でございますが、まだ技術の進歩、調査の進歩といふことから、發展性があるといふふうな考へておるわけでありまして、これはほかの金屬類の歴史の推移が、そういうことを明らかに教へてゐるのであります。そういういたしますと、そういう資源開発のものになります。企業を、一本立ちできる完全なものに考へたい。そして今考へられておる千四百萬キロ、それがさらになつて行くとき、また生産量も、今の国内需要全部は満足できないにしても、国内需要に對しては供給力をもつと高めるといふことを考へることが、日本の國民經濟上健全な政策ではないか、私はそういうふうな思つておるわけでありまして、

先ほどもお話がございましたように、われわれは消費財として考へておるわけではありませぬので、動力源として重要でありますからこそ、石油産業を健全に育てることが、賢明な政策じやないかと考へておるわけでありまして、それでは石油産業をどの辺まで育てようかと考へておるかということでありまして、私ども一応ただいま目標としておりましたところは、年間の生産規模五十萬キロで、確定埋蔵量をその約十五年分としたしまして、七百五十萬キロの生産を考へておるわけでありまして、実は終戦後アメリカ、イギリスの技術者に、日本の石油産業發展のために、親切な指導をしてもらつたわけでありまして、世界的にも相當有名な技術者をわざ／＼よこして、戦争以来立ち遅れておりました石油産業に關する資源の探査なり、あるいは開發技術の指導といふことが、相當熱心に行われたわけでありまして、その後非常に順調な経過をたどつておるわけでありまして、終戦の年はともかくとして、昭和二十一年當時は、生産におきまして十九萬キロ、確定埋蔵量百五十萬キロというレベルにすぎなかつたのであります。爾來順調に成熟いたしまして、昨年におきましては生産は三十二萬キロ、確定埋蔵量は約五百八十萬キロというレベルまで回復しておるわけでありまして、目標よりもいさゝか上つて、御承知のように秋田県の入瀬油田も活潑に活動するように相なつておるわけでありまして、それからただいま非常に賑わされておる石油資源の開發といふことがあつて、北海道の天北地区における石油資源の開發といふことがあつて、さらには地質的な問題といたしまして、また確率性は増

しておりませんが、関東地区も石油資源地帯として、地質構造上一つの望みを囑する地帯であるといわれております。今申し上げました関東地区云々といふことは、推定埋蔵量には全然入つていない數字でございますが、さうな數字から申しまして、将来も相當あるし、また終戦後健全に育つて来ておるし、われわれが当面の目標として考へておりました五十萬キロ、十五年間の確定埋蔵量といふところに達する時期も、そう遠くないと私どもは考へておるわけでありまして、そこに至る過渡期においては、政府におきまして保護を與へることが、石油産業をそれ自体を健全に育てて一本立ちし得ることになりまして同時に、それが結果的には、日本の資源がもつと安定した基礎のもとに開發されるということにもなり、それが間接に需要者の方面にも利益を及ぼすことになると私どもは見ております。それが石油産業の將來性なり、われわれがどういふ目標で育てようとしてゐるかのあらましでありまして、

なおお話のございました需給關係等は、最近の需給状況で申し上げますと、原油としまして、約二百萬キロ程度のものが輸入されておるわけでございます。それに対して三十二萬キロといふものは、一割五分くらいのものでしか當らぬわけでありまして、その点から言いますと、供給量に對する需給度といふものは、高くないといふことが、お話の通り言へるかと思つております。しかし五十萬キロになれば一本立ちし得、それからさらにはひとり歩いて、さらにはレベルが上り得る可能性を持つてゐる産業であることに、御

注目をお願いしたいと私どもは思っております。油の国際的の特殊性から考えまして、石油産業がその国にあるか、いなかというところが、その国の石油の取得につきましても、これは数字に表現し得ないことではございますが、非常に目に見えない利益をもたらす。かりに日本に石油資源というものがなくとも考えました場合に、石油資本の世界的な特殊性から見まして、おそらく高い油を売りつけられる危険が多いということも、あるいは言えるのではないかと。私どもも見ておるわけでありまして、さういふ点から考えまして、一本立ちできる石油産業が日本にあるというところが、はかり知れない利益を日本の国民経済全体にもたらすというところを、私どもも考えておるわけでございます。さらに戦争中における石油のきゅうくつな状況も、日本は非常に体験したのであります。あのときの数字なり、将来のことを考えまして、軍需品としての石油の特殊性、軍需品中の軍需品という特殊性から考えまして、万一にも石油の取得等に困難するということも、これは想像し得ないわけではございません。これは、さういふことを考えました場合に、どう考えても日本の石油として、おそらく年間百万キロくらいのものである。その際における四十万なり五十万という数字は、軽視できない大きな比重を占めるといふふうに考えておるわけでありまして、それらの事情から考えまして、今国として少し目をかけますならば、一本立ちできる可能性を持つており、また資源的にそれによつて伸び得る価値を持つておる産業は、現下の状況として十分保

護に値する産業ではないか、私どももさうな考えのもとに、原油関税一割という政府原案としておきめ願つたような次第でございます。なおお尋ねのありました中に、消費の方に對して、特製の方はよろしいが、原油の方はいかぬという御意見があつたのでございまして、これは私どもも消費者の立場から見ますならば、どちらかと申しますれば、製品関税の方が直接的に響くわけでありまして、原油に關税がつきますれば、もちろんそれが製品に及ぶことは確かでございます。私どもも、消費者の立場から見ますれば、製品関税の方がむしろ取り早く響くべき関税であるというふうにも私どもは考えるわけでありまして、製品の方にはけしからぬという御趣旨のお話だつたかのように拜聴したわけでございます。私どもはその点は消費者の立場から考えました場合には、同じ—というよりも、むしろ原油の方が間接になるといふくらいに考えておることを、つけ加えて御答弁申し上げます。

○瀧尾委員 関税の改訂についての見解をひとつ……

○徳永政府委員 関税の改訂と申しますと、先になつて資源がなくなつたら、関税をやめるかどうかというふうなお話だつたと記憶いたしますが、さういふ御趣旨は、私ども先ほど来申し上げましたように、資源はもつと有望なものでございまして、なくなつたからやめる—なくなつた場合に、もちろんやめるべきであらうと思ひますが、さういふことはわれ／＼現在予想しておりません。ただ現実問題といた

しまして、それよりもむしろ一本立ちできるまでの保護ということを考えておりますので、一本立ちする段階に行きましたならば、この関税はいらないといふふうな考えをおるわけでありまして、従つてその点からも、さう十年も二十年も保護関税が必要であるとは、たゞいまのところ私どもは認めてないわけでありまして。

それからなおお尋ねの中に、今原油に關税を課しておつたならば、日本の資源がなくなつたときに、報復関税がありはしないかという御意見がございましたが、私どもは日本の石油精製業と外資とのつながりというふうなものから見しても、またその保護というものが十分に合理的な理由を持つております限りにおきまして、さういふことは一、二さういふ御意見を民間の人から聞いたことはありますが、さういふ心配、懸念というものは、私どもも毛頭感しておりません。

○瀧尾委員 たいだいまの御説明で、大體當局のお考えはわかつたのでありますが、わが國の石油の生産がゼロになつた場合に、石油の取得について非常に困難がある。だから、ある程度の生産があることは非常に強みであるといふことはよく承知いたしました。私もさういふこともあるかと思つたのであります。なお私が原油の関税はいかぬといつたような、原油のことをやかまして私の今申し上げている立場は、決して消費者の立場だけ考へて言つてののじやない。全体を総合してこの立場で考へておりますから、單なる消費者代表としての意見としてお聞きになるのは適當でない。それからわが國の石油資源をかわいがつてやる、その採掘業者

を健全な基礎に置きたいという気持ちつきましては、私も承服すること、それについては毛頭異存はない。お互いにこれは方法論の問題である。しかばこの保護関税をかけることだけが、この業者を保護する唯一の方法であるかどうか。他にこれを保護する方法はないものであろうか。なぜ保護関税の線に政府は決定的に追い込まれたのであるか、この事情を承りたい。

それからまた帝石という会社の現在の事情から見まして、政府がかよりに保護しなければ帝石が成り立つて行かないのかどうか、その点の分析をお願いしたい。われ／＼の了承してるところでは、帝石は、株こそ安いが、りつぱに現在自立して行ける会社だと思つてゐる。この上になぜ一休團家は、このたつた一社の会社を、かよりに手厚く保護しなければならぬのか、この点について非常に疑問を持つのであります。どの程度の保護を與えなければ、会社が成り立たぬという御認識を持つておるのであるか、これをお漏らし願ひたい。また保護する方法が、関税でなくちやならぬのだといふことが、われ／＼には非常に疑問に感ぜられる。また私の考えでは、先ほど申し上げたやうなもので、どうしてこの重要な資源は、将来にとつておいた方がよいように思ふ。もちろん急速の必要が起つて、さあ戦争になつた、石油がない、あつて国内を開発しなければならぬといふ点において、少しあわを食う点がありますけれど、それは國家の費用負担において、資源の調査を十分におかして、いつでも補充できる態勢を整えておけば、むしろこの際安い外國の原油を入

れて、日本の石油は將來の急に備えておく方がよほど得だ、これがほんとうの國策の見地である。これを合せて五十万キロ掘つて—なるほど埋藏量というものは、學者の研究によつて漸次見直されて行く、さういふ傾向のあることは私もよく承知いたします。しかしいづれにしても、かりに千六百万キロが五千万キロになつたところで、日本の石油資源は義理にも豊富とは言われなかつた。今後十年後ぐらいの石油のわが國內需要をどういふふうに見ておられるのか。従つて今鉱山局長の言われた五十万キロの生産をあげたときに、その五十万キロのわが石油事業の相対的比率をどうなうに踏んでおられるか、私はその点について非常に疑問を持つておりますが、これらの諸点についての御答弁をお願いしたい。

○石田政府委員 御質問の前後の方の、なぜ関税にやるのかという点について、私の方から御説明申し上げます。これは申すまでもないことではございますが、関税といふものは、ひとり日本の國だけの問題ではございませんで、對外關係を伴うものでございませぬ。日本という國は國際經濟の中へ入りまして、國際經濟をだん／＼振興するといふことによつて行かなければならぬといふことが、まず考えられるかと思つております。そこで國際經濟をまつた自由なものにしてしまふのに對しまして、國內産業保護という点からいまして、一この調整を設けるといふか、さういふ意味において関税というものが考えられる。従ひましてこの関税は、ひとり日本の方から見るとよくわ

かるばかりでなく、外国から見ましてもよくわかること、われわれはまず第一に考えるのであります。それからまた関税というものは、相当長い期間を考へまして、率を考へなければならぬのであります。お互いに外国の商社と日本の商社とが取引するのでありまして、始終かわつて来るということでは困ります。ある期間を考へて事を考へなければならぬ性質のものであらうかと考へるのであります。そこで今の関税率は、一体どのくらいが適当であらうかという問題になります。そのとき、いろいろ事情が違いますが、大体大局的な平常状態を考へますと、日本の石油探掘状況から考へまして、アメリカその他石油の主産国の生産状況と比較いたしました場合に、相当の開きがあるというところが前提とされるのであります。この点につきましては、いろいろ見解もございまして、状況も違ひますが、大体二五%とか三〇%という開きを設けてもらわなければ、日本の石油資源の育成はできないという見方もあるわけでありまして、しかしこれに對しましては、われわれの方といたしましては、その生産の方と、また需要の方とをいろいろ考へまして、生産の方から見ましていかに二五%、三〇%が適当であつても、そういうわけにも行かぬというところで、一〇%の関税率というものは、決して高い関税率ではございませぬが、最低に近い率でやつていただきたい。またそれで足りない分は、現にやつておるのであります。この新しい試験その他によりまして、経過だけ補うことによりまして、経過だけしたい。なおこれも先ほど鉱山局長の

お話がありました。先ほどあいに、どうしても二五%とか、三〇%というマージンが長く続くということならば、考へなければならぬのであります。幸いにして通産省が考へになつております。増産計画が遂行せられるならば、そのマージンが減つて行くということも考へられるので、大蔵省といたしましては、それに大いに期待いたしておる次第でございまして、なお国内のいろいろな施策によつて、助成しておればいいではないかという点もございまして、日本にとりましては、そういう見方も成り立つわけでありまして、御承知のようにG.A.I.I.、I.T.O.の思想からいいますと、なるだけ国内産業の保護というものは、隠れたる補助金によらないで、なるだけ関税にしろ寄せをやつておけというような潮流もあるわけでありまして、それらのことを考へまして、大蔵省といつたしましては一〇%という最低率で、しかもなるべく早くこの補助金の方はまずなくすようにして、さらに関税の方もなくすようにやりたい。そのためには、やはりこの段階において相当の保護をしておくことが必要ではないかと考へておる次第でございまして。

○徳永政府委員 今大蔵省から御答弁がございまして、保護の方法のよしあしにつきましては、私も関税というものは、これは消費に及ぼす影響とどうも考へまして、ある限度にとどめなければいけません。そういう意味で、一割という数字が出たわけでありまして、政策の方法といたしましては、一つの健全な政策であるというふうに見ておるわけでありまして、あわせて試験奨励金というふうなやり方で

やりたいと思ひます。先ほどさらに將來の需要等を、どの程度に見ておるかというお尋ねがあつたわけでありまして、これは現在統制になつておられますので、正確な数字が把握できないわけでありまして、私も一応の目標に考へておきます数字は、年間の消費レベルというものを三百五十万、あるいはそれより少し上というふうにして行きたい。そしてこれは日本の国力にも影響はありますが、それだけのものを全部買つだけの為替資金があるかどうかということも、先にならば問題にならうかと思ひますけれども、今では消費者にもたいへんきつぱりな思いをかけておられます。もう一つ、やしたいという、そのふやす目標を、せめてそれぐらいまで持つて行きたいというふうを考へて、努力しておるわけでありまして、だいたい原油の精製工場におきまして日産三万三千バレル程度に達しておるわけでありまして、せめてこれを近い将来に四万か少し上というぐらゐまでにはしたいということ、関係方面にもしばしば懇請しておるわけでありまして、ある程度私どもとして希望を持ち得るような推移、経過をたどりつつあるわけでありまして、まだ四万も不十分でありまして、四万から四万五千、あるいはそれ以上というぐらゐになりますれば、消費者の需要にほとんど自由になったと考へるといふふうになりはしないかと思ひます。それをわれわれの目標として努力いたしておるわけでありまして。

○瀧尾委員 ただいまの政府委員の答弁では、私がなぜこの際日本の製油業者を保護するにあつて、関税の方法へ逃げ込まねばならぬかということについて、ちつとも納得ができません。ただお話を筋で、その方が国際的に通りがよいということだけはよくわかりました。それ以外の点は私はちつとも納得しない。考へてみますと、なぜ一体帝石がこれほど手厚い保護を受けなければならぬ現在の事情にあるかということについても、ちつともお触れにならない。私の考へるところでは、今度の関税は従價税になつておられます。しかるに近き將來のことを考へてみますと、タンカーの運賃はうんと上る、従つて輸入原油の原価というものは、こしはばらくの間はじやんと上るのではないかと実は思つておるわけでありまして、これは国際的な形勢から見ても、必至の情勢である。従つて原油の値段というものはしばしば御改訂になつて、お上げになるだらうというものは必至だと思ふ。そのたびに、従價税は一〇%でありまして、じやんと上るに、太平洋あるいはインド洋のタンカーの運賃が上つたところで、何ら関係がないのに、じやんと手厚い保護の率が増して行く、こういうばかなことが一体あらうか。ことに九対一の消費の率でありまして、これは九を犠牲にして一を手厚くする。私は直接帝石がほんとうに困つておるなら、その病源に對してメスを加えて、国家が保護して行つたらよい、日本のあらかぬ経済政策を高くするよなばかな経済政策はない、かように考へる。由来わが國の官僚は、非常な秀才をもつて構成せられておるのに、きよなお話を聞いておると、きわめて簡単な算術をとり違へておるやうにしか拜聴できないので、実に奇々怪々と私は考へる。これは非常におかしい現象です。一体タンカー運賃の上つたことを、あなた方は御考慮になつておられたか、この一〇%をおきめになつたか、この帝石に對する保護というものは、一体どの程度までやれば満足するのであるか、その目途というものを一ぺんお示しを願ひたい。私は帝石を保護することが悪いとは決して考へておらぬ。日本の採油業者も、これはある程度めんどろを見るべきだと思ふ。ことに新しい資源の開発なんかについては、国家はじやんと國家的費用で研究して、帝石に知らしてやればけっこうだと思ふ。しかるに今回のこの御措置によつて、近き將來にわれわれが予想するところの、わが國民経済に及ぼす影響というものはたいへんなものがある。これはきわめて簡単な算術を無視したお話で、この程度にじやんと原油が上るのに、簡単にテン・パーセントをやつてしまふ。国内の多少の諸物価の高騰はございまして、これでは帝石はあまり保護され過ぎはしないか、かようなことを心配しておるのであります。御説明いただきたい。

○石田政府委員 従價税をどうして採用するかという点でございまして、これは現在の関税率というものをからお話し上げた方がいかに思ふのであります。実は現在の関税率法というものは……

○瀧尾委員 ちよつとは違へておるやうであります。私の御質問申し上げる要点はさうではない。関税の御説明はいたされたかぬでも、現在の見通しとして、タンカーの運賃はじやんと上り

ますよ。従つて原油の値段を上げざるを得ないやありませんか。そうするとテン・パーセントの関税の絶対額が大きくなる。それだけに帝石の保護というものは非常に厚くなる。それまで見通してテン・パーセントをおきめになりまししたか、こういうことを伺つておる。

○徳永政府委員

お答え申し上げます。昨年の暮れあたりから、タンカー運賃が非常にぐんぐん上つて来ておるという事は、私も承知いたしておることです。しかしながらこれがどの程度続くかという事は、非常に私も疑問を持つておるわけでありませぬ。ことに石油タンカーにつきましては、国際的に自由に手に入るタンカーは、量も限られておるものから、その関係からよけい上る事情もあるようでございます。一方過去の数字を考へてみました場合に、一昨年の五月でございましたか、一年半くらいの間に、石油の価格は非常に変化しておるわけでありませぬ。最初のころは九千三百円くらいいたしておつたのですが、それから六千四、五百円にドトップしまして、その数字がずつと昨年の暮れころまで続いておつた。それから暮れになりまして、タンカーの値上りによつて、輸入価格がぐんと上つて来たという経過をたどつておるわけでありませぬ。

一方関税を考へます場合には、目先の数字というものを考へるわけにも参りませぬので、このタンカーの値上りによる輸入原油価格の高い条件というもの、今後三年なり五年なり続くというものが、はつきり言えるものでしたら、今の高い価格を頭に置いて、個々

の適否ということ考へられるわけでありませぬが、これは私として予想もつかないことと考へておる。しかしきわめて常識的に考へまして、既往の一年半の間に於いて、非常な変化があつたということも考へまして、関税が若干の継続性を持つたものという事ととも、目先としてはあるいは問題があるかもしれませぬが、目先の一時的な変化というものは、一慮考慮外に置かざるを得ないのじやないかというふう考へておるわけでありませぬ。

○瀧尾委員

政府委員の御答弁は、いづれも非常に隔靴掻痒の感がありまして、肯綮に触れない。私は非常に不満足の意を表せざるを得ないのを残念に思ひます。逆に申せば、帝石がなぜ補助金をもらわなければやつて行けないかということ、今度はお伺ひしたい。私どもの了承しておるところでは、帝石はそんなに悪い会社ではない。現在においてもちやんとやつて行ける。それにさらにどうぼろに追いつける。それには語弊があるが、非常に厚いものをやらなければならぬということもわからぬ。それから関税の根本理念につきまして、大蔵省の政府委員の方のお考えは、私は甘いと申す。国民経済をささえる重要な原料につきましては、わが国民経済の性格からいたしまして、どうしてもこれは無税で入れるのでありませぬ。鉄鉱石であるとか、綿とか、ゴムあるいは石油、これらの数個の大事な原料品は、最も安く日本に供給するのが必要である。従つて無税で入れるのは、私は国民の常識だと思ふ。この差引勘定を大きく取違えて、言を左右にせられて糊塗せられることは、私には国民の耳目をだませ

ら、今の高い価格を頭に置いて、個々の適否ということ考へられるわけでありませぬが、これは私として予想もつかないことと考へておる。しかしきわめて常識的に考へまして、既往の一年半の間に於いて、非常な変化があつたということも考へまして、関税が若干の継続性を持つたものという事ととも、目先としてはあるいは問題があるかもしれませぬが、目先の一時的な変化というものは、一慮考慮外に置かざるを得ないのじやないかというふう考へておるわけでありませぬ。

うとしておられるとか思へない。安本はわが国民経済の大綱を察知しておられるのでありませぬが、かように見やすい算術に對して安本もまた御賛成になつておられるのか、一べんお聞きしおきたい。

○川上政府委員

私、安本の総合的なことを考へておるわけでありませぬので、ただ物価の第三部長として御説明申し上げます。いろ／＼お話がありましたように、最近におきましてはタンカーの運賃も相当上つておりました。また原油のFOBにおきまして、若干であります。OBにおきまして、昨年の十二月十日に改訂されました石油の価格は早晩、少くとも四月あるいは五月には改訂されなければならぬような状態になつておりました。従つて私どもとしましては、この際さらに上る要素がありませぬことを、非常に心配しておるわけでありませぬ。この際関税をかけることには、非常に困つたものであるというふうには、非常に困つたものであるというふうには、私は物価として考へておるわけでありませぬ。しかしながら国際的ないろ／＼の面から、どうしてもかけなければならぬということでありませぬ。これはやむを得ないのでありませぬ。その際当然その分だけは、現在の価格に對して引上げをしなければならぬということとは、明らかであるとして私の方では考へておるわけでありませぬ。

に、國策として国内製油の面に力を入られるという御答弁があり、北海道天北地帯においても、石油探掘の仕事をしておるというお話のように承つたのでございませぬ。私の灰開するところによりませぬと、天北の天塩町に目下掘鑿中のものは、四千メートルを目ざして掘進中のところ、四千メートルのところ、石油が出なくなつたというところで、これが停止された。さらば八百メートルばかり掘らなければ、目標の地帯に達せぬというところで、非常に騒いでおるといふようなことを聞いたのであります。この天北の石油掘鑿の将来の見通しをお伺ひしたい。同時にまた今日政府が力を入れておる。次の日本探掘の現況につきまして、次のデーターを適當の機会に出していただきたい。それは今日日本のどこ／＼において石油探掘の事業を、何という会社によつてやらしておるか、帝石のほかにまだあつたはずでございませぬ。その探掘業に對しての國の助成はどの程度になつておるかと。こういう面について詳細なデーターを出していただくよう希望いたしておきます。

○徳永政府委員

ただいまお尋ねのございました北海道の天北地区の探掘試験の現況でございます。今お尋ねの中にも四千メートルを目標にしたというようなお話がございましたが、数字が若干違つておりました。二千二、三百メートルを目標にいたしましたのでありませぬ。一年半以上かかりましたが、実は最近ほぼ目標地点まで行つたのでありませぬ。目標地点まで行きましたが、油兆と申しまして、油の出る気配はございませぬが、自噴して出るというだけの有

望な成果を収めていないわけでございます。このために一億数千万円の金を要したわけでございますが、遺憾ながら一口で申しますれば、失敗に終つたというふうに見ざるを得ないかと思つておるわけでありませぬ。しかしながらこの試験と申しますのは、非常に危険の多い仕事でございまして、アメリカにおきましての記録によりまして、試験井で当ります率は、七本に一本というのがこれまでの統計で示しておるわけでございます。一方北海道の天北地区におきましては、石油資源の状況につきまして、地質調査は非常に有望視されておるわけでございます。私もこれに一億数千万円ほどの金をかけた事業ではありませぬが、これが失敗に終つたからといって、希望を失つておることはいたしておるわけではありませぬ。また会社も、今掘りました井戸の北側の方に、さらに二本ぐらいいろしてみたいという計画を持つておるわけでございます。どの地点を選びますか、これは日本の石油学界的權威者を集めまして、研究いたしてもらうつもりでありますが、今後の試験の継続によりまして、私どもとしてはまだ希望を十分につないでおるということだけをおし上げて、御了承いただきたいと思つておるわけでありませぬ。

それから石油掘鑿業に對する奨励助成なり、生産の状況なりの資料の御注文がありますが、これは後刻印刷物にいたしまして、お届けいたしたいと思ひます。

○瀧尾委員

いろ／＼質疑を重ねました。大体盡きたのでありませぬが、最後に一言、帝石の方は補助金で完全に保護せられるので、その結果を勘案せ

望な成果を収めていないわけでございます。このために一億数千万円の金を要したわけでございますが、遺憾ながら一口で申しますれば、失敗に終つたというふうに見ざるを得ないかと思つておるわけでありませぬ。しかしながらこの試験と申しますのは、非常に危険の多い仕事でございまして、アメリカにおきましての記録によりまして、試験井で当ります率は、七本に一本というのがこれまでの統計で示しておるわけでございます。一方北海道の天北地区におきましては、石油資源の状況につきまして、地質調査は非常に有望視されておるわけでございます。私もこれに一億数千万円ほどの金をかけた事業ではありませぬが、これが失敗に終つたからといって、希望を失つておることはいたしておるわけではありませぬ。また会社も、今掘りました井戸の北側の方に、さらに二本ぐらいいろしてみたいという計画を持つておるわけでございます。どの地点を選びますか、これは日本の石油学界的權威者を集めまして、研究いたしてもらうつもりでありますが、今後の試験の継続によりまして、私どもとしてはまだ希望を十分につないでおるということだけをおし上げて、御了承いただきたいと思つておるわけでありませぬ。

られました。帝石の方の事情をどういふふうにお考えになつておるか、この点についてはまだ一言も御答弁がない。これほどの手厚い保護をやつておきながら、政府はわずかに一〇多じやないかとおつしやられますけれども、私どもの見るところでは、この世界の経済情勢からして、運賃だけでもうんと上る。おそらく原油の価格というものも、外国において若干上る傾向に向つておる。従つて運賃も上り、原油も上るから、輸入原油というものが上る。従つて国内原油というものもそれだけ上る。その影響は全部帝石に及ぶ、かような見通しを私は持つておる。ところが政府委員は、どうもその点はわからぬじやないかという御答弁である。いすれにしても帝石というものは、かように厚く保護してやらなければ、会社が成り立たぬのであるかどうか。その点について帝石の現状、近き将来について、どういふふうにお考えになつておるか、お話を伺いたい。

○徳永政府委員 帝石の現在の原油の販売価格は、たゞいまマル公がございまして、八千四百五十円で押えられておるわけでございます。そのもとにおきまして、どの程度の保護を受け、そうしてまた経営上どの程度の状況に相なつておるかということでありまして、ごくわかりやすく申し上げますと、昨年度、本年度の石油に對しまする国の地質調査及び試掘の助成金というものは、全体で一億三千万円ほどでありまして、このうち天然ガス二千万円ほど行つております。従いまして石油関係に行きましたものは、一億千万円ほど行つておるわけです。この一億一千万円

のうち、帝石へいかほど行つておるかという数字は、まだ全般が完了いたしておりませんが、はつきりした数字はわかりませんが、生産の割合から見まして、一億見当行くとあろうということ、大ざつぱに推測し得るわけでありまして、それから帝石に對しては、大ざつぱに推測し得るわけでありまして、現在これは臨時過渡期の措置でございますが、輸入の原油のうち、アメリカの軍の油として非常に安いものが入つて参りますので、それは本質的にはほかの重油と同じ使用価値のあるものでございまして、値段が非常に安いというものでございまして、それをほかの重油並に売らしてもらうというによりまして、差益が相当出て参ります。その差益を國産原油の生産者へわけるといふことに相なつておるのであります。これは政府として長期にわたる本質的な運命を持つておりませんから、目先そういうものがございまして、助成の一環としてやつてもらつておるわけでありまして、その金額が、大ざつぱに申しまして、正確な数字は記憶しておりませんが、ほぼ四億四千万円になりなう。これは全石油生産者に行きますが、先ほどの試掘奨励金のとほしと同じでありまして、大部分が帝石に行くということが、教育的な関係から想像できるわけでありまして、そうしますと、かれこれ約五億四千万円、特別の助成の形で保護されているということが言えると思つておる。ところで経営面から見ました場合に、どういふ收支バランスを示しているかということでありまして、昨年の九月か十月かの決算に出ております数字は、表面十億円の資本金に對し

まして、二億四千万円の利益を計上いたしておる。その数字と國の助成のバランスを考慮していただきますならば、二億四千万円、二割四分の利益率ということでありまして、一見世間並の利益率を上げておるじやないかというふうにも言えるかと思つておるわけでありまして、しかしその背後に見のがしてならないのは、國の探鉱、試掘奨励金が一億見当行き、それから価格調整によつて約四億が行つておる。それによつてその程度しか利益を上げ得ない状況にあるということが一つ、それからもう一つ注目していただきたい問題は、石油はまだ一本立ちしてないという状況は、経営面におきます経費のうち、探鉱、試掘にまわし得るべき任事の量のバランスであります。これは石油に限らず、地下資源の開発産業の特有のものであります。産業の性質といたしまして、ほかの製造工業でありますれば、原料を食つて、それを加工するというのが仕事でございます。地下産業は、常につかんでおるものを食つて行く、食うだけの仕事を縮んでしまふわけでありまして、常に次の食う材料を探さなければならぬという、ほかの産業にない特殊の運命を必然的に持つておるわけでありまして、それに投じまする総経費の中における経費の割合の理想的な形ということでは、どの程度に見るかということでございますが、アメリカ等の産業の事情から見まして、その割合を全体の五割といふふうに見るの、健全な目標と見られておるわけでありまして、ところが帝石の前期の決算に表れております仕事ぶりというものを、過去の

ものから比べますれば、地質調査及び試掘に投じまする金というものは漸増をいたしておる。ところが、たゞいまのところ到達しておる目標は、わずかに三割でございます。五割の理想に對して、三割程度しか行つていないというのが現状でございます。せめてこれを四割くらいにはしたいというのを、目の目標にいたしておるわけでございます。先ほど申しましたこと、國からの試掘奨励金ももらい、さらに間接に価格プールによりまして助成の恩恵を受けても、三割程度しかそういう積極面の資源探査の面に金をまわし得ない実情にあるわけでありまして、これは先ほど述べた御質問でございます。結局一本井戸を掘り出すだけに、結果的に見ますれば、帝石自身としては一億二千万円に捨て金になつたわけでありまして、そういう非常に危険の高い、捨て金を次々と投じて行かなければ、仕事の永續性を保ち得ないという産業であります。私の最初申し上げました五十万キロ・ベースで、十五箇年の確定埋蔵量をつかむということは、そのレベルまで来ました場合には、価格面におきまして國際的な競争力もでき得るであらうし、そのなかから健全経営として、資源開発の方にまわし得る金も出て来るようになるであらうということをおいわれておるわけでございます。探油だけがひとりふとるわけではありませんが、探油がふとりますれば、探油の面で實際の生産がふえまふえなう、規模が大きくなればもうけがよけいになるわけでありまして、その余力を開発の方にまわし得る。それによつ

て今の三割というものがだん／＼上つて行く。それが石油産業に限りませんが、鉱業の特殊性でございます。現状はそれほどの政府の手厚い保護があるにもかかわらず、まだ一本立ちできる段階に至つておらないというのが現状でございます。

○瀧尾委員 帝石の御説明を伺いましたが、たゞいまの御説明のうちで、帝石の決算がもし一年決算であれば、御説明の通りであります。普通、会社並に半期決算であれば、二割四分の利益率は、常識に從えば四割八分の利益になる。半期に二割四分の利益であれば、年四割八分の利益と見なければならぬと思つておる。お話によりまして、帝石は試掘に對して一億円の助成金をもらい、価格のプールの中で四億円もらつておる。現にそういう助成の方法があるなら、何もこれは関税をかける必要はない。帝石に對して、石油資源開発の使命にかんがみて、國家がこれを助成することは、何らだれにもはばかるところはない。正に堂々として政府はお出しになつたらよからう。関税の方式によると、一對九の國民經濟においては、いたずらにコストを高められなければならぬ。その犠牲の方が大きい。差引勘定でどうしてもそろばんの合わないところが出て来る。お役人のそろばんではどうしてこれがつじつまが合うのか、私にはどうしても理解できない。従つてここでいくら論議を重ねましても、これはのれんに腕押しで、まことに要領を得ないもので、はなはだ残念であります。本日はいはれで私の質問を打ち切りました。以上の質疑によつて明瞭にな

る。帝石の前期の決算に表れております仕事ぶりというものを、過去のものから比べますれば、地質調査及び試掘に投じまする金というものは漸増をいたしておる。ところが、たゞいまのところ到達しておる目標は、わずかに三割でございます。五割の理想に對して、三割程度しか行つていないというのが現状でございます。せめてこれを四割くらいにはしたいというのを、目の目標にいたしておるわけでございます。先ほど申しましたこと、國からの試掘奨励金ももらい、さらに間接に価格プールによりまして助成の恩恵を受けても、三割程度しかそういう積極面の資源探査の面に金をまわし得ない実情にあるわけでありまして、これは先ほど述べた御質問でございます。結局一本井戸を掘り出すだけに、結果的に見ますれば、帝石自身としては一億二千万円に捨て金になつたわけでありまして、そういう非常に危険の高い、捨て金を次々と投じて行かなければ、仕事の永續性を保ち得ないという産業であります。私の最初申し上げました五十万キロ・ベースで、十五箇年の確定埋蔵量をつかむということは、そのレベルまで来ました場合には、価格面におきまして國際的な競争力もでき得るであらうし、そのなかから健全経営として、資源開発の方にまわし得る金も出て来るようになるであらうということをおいわれておるわけでございます。探油だけがひとりふとるわけではありませんが、探油がふとりますれば、探油の面で實際の生産がふえまふえなう、規模が大きくなればもうけがよけいになるわけでありまして、その余力を開発の方にまわし得る。それによつ

りましたところに基き、私は一つの動議を委員の皆さんにお諮り申し上げたいと思ひます。

ただいま政府委員と私との応答によりまして、大体石油の関税並びにわが国の製油業の現況というものが明らかになりましたので、私はこの際、原油並びに石油製品は、動力源として、機械も動かしますが、当運輸委員会は船と自動車という面からいたしました。最も縁故が深いのでありまして、この石油の関税並びに将来の価格の影響というものを、まったく無視することはできませんから、この問題につきましてもひとつ希望的決議をいたしたいということを、皆さんにお諮り申し上げたいのであります。案を一応読んでみます。

原油並びに石油製品に対する輸入関税については、同品が主要なる動力源の一つとして、わが国の経済全般に對し甚大な影響を及ぼす關係と、同品の需要に對する内外供給の差勢が一対九の比なるに及ぶが故、綿花その他の原料品と同じく無税とすることが適切と認められるから、政府においてはこれについて慎重に考慮せられんことを望む。

○前田委員長 いただいたの濱尾君の動議に御異議はございませんか。

○原(彪)委員 いただいたのは決議でありますか。政府に対する申入れでありますか。
○濱尾委員 内容は当委員会の希望を表明したものであります。形式は決議としていいのじやないか。その点につきまして、字句も相当慎重を期して考えたいのであります。

○原(彪)委員 濱尾委員の御趣旨はごもつとも、私も大賛成であります。けれども、当委員会においてたび／＼決議がなされるということにつきましても、たとえばこの前の国鉄の機構改革に對する決議についても、いまだその実行を見ないような現状であります。

もしこの決議がなされて、実行されない場合におきましては、当委員会の権威にもかかわることになりますので、私はその決議を重大視しておるわけですから、これはもちろん委員長にも責任があります。当委員会全部の共同責任になりますので、決議なら決議で、実行し得るような、迫力のあるものにしていただきたい、こゝういふのが私の趣旨です。濱尾委員の御趣旨には賛成であります。その点委員長においておはからい願ひたいと思ひます。

○濱尾委員 今、原委員からお言葉がありました。これは内容を読んでいただけ、さうかたく申しておりました。ただ、委員会としては、さういふ深い原料品でありますから、これを黙視しておるわけに行かない。従つてこれに對して委員会はどう考へるといふことを——実体においては申入れは申入れであります。皆さんの總意で申入れるといふので、決議といふわけを頂戴するのが適當だと私は思ひます。こゝういふ決議でないのではあります。十分考慮してくれといふ意味なのであります。おさしつかへはないように思ひます。また私個人のお考えでは、当委員会の御賛成をいただきますならば、私は参議院の運輸委員会においても、同調していただきたいといふことを、一応お諮りしてみたい。

たいという氣持を持つてゐるわけですから。これは運輸委員会としては、参議院、衆議院ともにまことに重大な問題でございまして、無關心たることを得ない。だからどうしてもこゝういふ意思表示をいたしたい、こゝういふ意味であります。

○前田委員長 皆さんにお諮りしたいと思ひますが、いただいた濱尾君の動議に對して、その趣旨に對しては御賛成のようでございまして、ただ決議にするか、希望申入れにするかという点だけの差異のようですが、どうしよう。一応こゝで希望の申入れをするといふことにしていただきたい、政府がこれに對していろいろ御研究になつておられるから、その上でまたあらためてやるということにしたらどうでしょうか。

○濱尾委員 それはどうも腰の弱いことになりまして。ぜひ決議にしてください。これは満腹することはないでしょう。

○前田委員長 一応決議にする場合には、各派の理事にお諮りいたしました。そして本委員会でも皆さんの御承認を得るといふことが、大體の慣習になつておるわけですが、きょう突如として出たので、まだ理事会にも諮らないで実はやつたわけですね。一応希望の申入れをするといふことで御承認願ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。こゝういふ決議ではなく、希望申入れの決議であるから、非常に弾力性があるように思ひますので、一応採決しておいたらどうかと思ひます。

〔速記中止〕

○前田委員長 速記を始めて。いただいたの動議の取扱ひについて、次会に正式にきめたいと思ひます。

○前田委員長 次に海事代理士法案を議題として、審議を進めます。質疑の通告があります。坪内八郎君。

○坪内委員 二、三點お尋ねしたいと思ひます。この法案の對象となる業務に従事する者は、全国で百三、四十名程度だといふようなことを聞いておるが、こゝういつた少い者に対して、單獨でこの法律を出すといふことは、どういふようなことであるのか、そういう点についてお伺ひをいたしたい。

○憲井政府委員 お答えいたします。仰せの通りたいへん数は少いのですが、利用する一般の公衆の数は非常にたくさんあるのをごいまして、弁護士法でありますとか、公証人法でありますとか、やはり数の少いのかかわりなく、特別の法律をもつてある程度の規制をいたしておる趣旨と同様でございます。

○坪内委員 そこで第一條の末尾のところ、「及び相談に應ずることを業とする。」といふことがうたわれておるわけですが、そうなりますと、弁護士法に抵触はしないかといふようなことを感ずるのでありますが、この点はどうですか。

○憲井政府委員 弁護士は弁護士法によりまして、付隨的にいろいろほかの法律に關する手続をすることに對しては、當然やつてよろしいといふ規定になつておるので、弁護士も當然本

法による海事代理士の仕事をやり得るわけでありまして、両方並行してやり得るわけでございます。なお相談に應ずる」といふ言葉の中には、法律上の鑑定等の弁護士でなければできない仕事につきましては、できないことに海事代理士法となつておられますから、その点は全然重複しないと考へます。

○坪内委員 この「相談に應ずる」といふ点は、鑑定や調査をしないといふことなんですか。

○憲井政府委員 その通りでございます。坪内委員、そこで弁護士法によつて弁護士は、弁理士なりあるいは稅務代理士の業務ができるように相なつておるが、こゝういつた海事代理士の業務を行うといふことになりまして、この海事代理士は試験制度であるので、従つて弁護士の人々も試験を受けるといふことになつておるかと。

○憲井政府委員 弁護士は弁護士法によりまして、試験を受けてなるのでございまして、一旦弁護士になりましたら、弁護士法に對する付隨業務といつたしまして、海事代理士法にきめられておられます。従つて、海事代理士にきめられておられます。従つて、海事代理士にきめられておられます。従つて、海事代理士にきめられておられます。

○坪内委員 そゝういたしますと、弁護士の試験は別として、この海事代理士の試験は、専門的な知識を試験するといふことになつておるのであります。が、その専門的な知識の學力については、どの程度でありますか。たとえば新制高校とか大学とかいふもの、どの程

度を試験するのではありませんか、その点をお尋ねいたします。

○壺井政府委員 これは学力でもつて、大学程度でなければならぬとか、中学校程度でなければならぬとかいふことは考えていないのであります。海軍法令はたとえ、この法律の別表に十ばかり並べてございしますが、こういう法令の内容を十分承知しておりまゝならば、学校卒業程度のいかんにかかわらず、試験に合格し得るわけでございます。実際上どの程度の学力が必要かと申しますならば、やはり高等学校卒業程度の学力がないと、消化しにくいのではなからうか。というふうに感じておるわけでございます。

○坪内委員 その点は大体了承いたしました。が、そこでちよつと前の質問に逆もどりました。弁護士は海事代理士の業務ができるというお話でありました。弁護士法によれば、弁護士は弁理士なりあるいは税務代理士の業務ができるように相なつておつて、海事代理士のこととは弁護士法にうたつてないのであるが、海事代理士法のどこで、弁護士がそういう業務ができるようになつておるか、あるいは弁護士の職務を何か圧迫するような関係はないのかどうか、この二点をお尋ねいたします。

○壺井政府委員 御説の通りでございます。が、海事代理士法によりまして、第十七條の第一項に但書がございまして、「但し、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と書いてございします。この意味は弁護士法で申しますと、弁護士法の第三條の第一項に、「その他一般の法律事務を行うことを職務とする。」と書いてござい

ます。この條項をさしておるのでございまして、この兩者の規定によつて、弁理士法、税務代理士法による仕事を行うことができるということを弁護士法に書いてございしますが、そのような表現を使わなくとも、ただいま御説明申しました二つの項によりまして明確になるといふ解釈と、立法技術によりまして、ようにきめた次第でございます。

○前田委員長 それではほかに御質問ございませんか。——なければ本日はこれをもつて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。
午後零時二分散会